

令和 3 年度補正予算

デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金(デジタルツール活用型)

事前連絡に関する変更について

デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金(以下、本事業)への申請にあたり、事務局において採択スケジュールを調整する必要性から、事前連絡をいただいたところですが、下記の通り公募要領を一部訂正させていただきました。

事前連絡をされていない事業者におかれましても、本申請を受付させていただきますので、**令和 4 年 6 月 30 日 (木) 15:00 (必着)**までに申請手続きをお願いします。

事前連絡にご協力いただいた申請者におかれましては、ご連絡いただきありがとうございます。

(変更箇所)

公募要領 P.21 「9.申請手続き(2)事前連絡の実施」

(変更内容)

以下文言の削除

「なお、事前連絡のない申請は受け付けることができませんが、事前連絡後に公募申請を行わないことがあっても構いません。予めご注意ください。」

なお**本申請期間 (令和 4 年 6 月 30 日 (木) 15:00 (必着))**の延長等に対応することができませんので、あらかじめご留意ください。

以上